

### 災害に関する看護管理お役立ち情報メール便（3）

#### 飲料水や非常食の備蓄チェックリスト

- 食の確保から給食提供の流れを組織として決めている
- 災害時の飲食の提供について役割分担を文書化している
- エレベーターが使えないことを想定して、飲食提供の方法を決めている
- 食料や飲料水を患者/利用者に配付する方法をマニュアルにしている
- 配膳・下膳の方法等、食事の提供方法を職員に周知している
- お湯を沸かす、食事を温めるカセットコンロ等を備蓄している
- トレー、コンテナ等、食事を運ぶものを備蓄している
- 災害用の食器、箸、スプーン、紙コップ等を備蓄している
- 災害時の献立を準備している
- 保管場所について、全職員に周知している
- 備蓄している保管場所について見取り図を作成している
- 食料や水の有効期限を維持するよう定期的に交換している
- 災害対応自動販売機（災害時に無料で飲料を提供）を設置している
- 災害対応自動販売機の使用方法を明記している
- 施設の委託業者と非常時の食料や水の提供について契約している
- 施設の近隣のコンビニ等と連携できるように話し合っている
- 施設が住民の避難所となる役割を担っているまたは可能性がある
- 施設が避難所を想定する場合、自治体等と住民の食確保について検討している

チェック日 :       年   月   日

チェック者 : \_\_\_\_\_

#### ※参考 被災経験のある施設から多く寄せられた声

- 貯水槽が破損することがあり、水の備蓄はペットボトルもあった方がよい。
- ペットボトルで水を備蓄する場合、500 ml が配付の時に便利である。
- ペットボトルの期限切れの水は、洗い物などに利用できる。
- 外来患者や来院家族を帰宅させることが危険で外来が避難所化した。
- 避難所となる場合を考え、食・水の提供について検討しておく必要がある。